

指定管理者の指定について

1 施設の名称

- (1) 東方公園
- (2) 柴崎公園
- (3) 岡部中央公園
- (4) 白草台運動公園
- (5) 明戸農村公園
- (6) 川本グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者として指定するもの

深谷市地域振興財団・深谷市シルバー人材センター共同事業体
代表者
深谷市上野台2568番地
公益財団法人深谷市地域振興財団
理事長 坂田秋雄

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 公募・非公募の区分（非公募の場合は、その理由）

- (1) 区分 非公募
- (2) 非公募の理由

指定管理者を指定する施設は、利用の受付、許可、使用料の徴収等の施設貸出業務を各地区の公民館が対応しており、また、各地区の自治会活動とも関連が深く、各種スポーツ大会、自治会のコミュニティ事業等に有効活用されている。

このような中、令和7年4月1日から公民館に指定管理者制度が導入されることから、公民館での施設貸出業務を現状どおり継続させることで公民館における市民及び自治会の利便性を維持するとともに、維持管理業務も含めた施設全体を指定管理とすることで施設管理における自治会事業等への柔軟な対応及び効果的な活用が望まれている。

このようなことから、公民館の指定管理者である「深谷市地域振興財団・深谷市シルバー人材センター共同事業体」を指定管理者として指定したいため、深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条

第2項第3号の規定に基づき非公募とした。

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の結果

令和7年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

選定基準	採点結果／配点
事業計画書に基づく公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。	61／80
事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	169／240
事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。	65／160
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する法人等であること。	174／240
その他（環境及び地域貢献への配慮）	54／80
合計	523／800

(2) 選定の理由

ア 公の施設の管理を行う上での基本的な考え方が適切であり、施設の公平・平等な利用確保が可能である。

イ これまで施設を管理運営してきた経験と実績に加えて、健全な財務状況を有しており、今後も安定した管理運営が可能である。

ウ 令和7年度から指定管理業務を行う公民館との連携した運営により、利用者からの問合せ等への対応が迅速化するなど、サービス水準の向上が期待できる。

エ 市内経済活性化のための雇用など、地域貢献への配慮が適切である。

オ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当である。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

（公募）

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- （1） 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- （2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定の期間
- （4） 申請の方法
- （5） 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定のかかわらず、次に掲げる場合は、公募しないことができる。

- （1） 次条の規定による申請がなかった場合
- （2） 第4条の規定による選定に係る審査の結果、当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定すべき法人等がなかった場合
- （3） 公の施設の適正な運営を確保するため、市長等が必要と認める場合

（候補者の選定の特例）

第5条 市長等は、第2条第2項の規定により公募しない場合は、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による選定について準用する。